

＜平成 30 年度 事業計画＞

日本赤十字社長崎県支部は、明治 21 年に長崎委員部の創設以来、今日まで人道・博愛の精神を基調として赤十字の諸活動を展開しております。

平成 30 年度も、県民の皆様のご協力をいただきながら、長崎県支部及び各地区・分区、日赤長崎原爆病院、日赤長崎原爆諫早病院、長崎県赤十字血液センターが一体となって、人々の苦痛を予防・軽減し、健康の増進及び社会福祉増進のために積極的に事業の推進を図り、赤十字の使命達成に努めてまいります。事業計画のあらまきは、次のとおりです。

1. 災害救護

災害救護は赤十字に課せられた大きな使命であり、最も重要な任務として日本赤十字社法に定められています。

また、災害救助法及び災害対策基本法、国民保護法等により、指定公共機関として国・地方公共団体への協力が義務づけられていることから、「日本赤十字社長崎県支部 災害救護計画」に基づき災害等発生時における救護体制を整えています。

本県はこれまでに、諫早大水害（昭和 32 年）、長崎大水害（昭和 57 年）、雲仙普賢岳噴火災害（平成 3～8 年）を経験し、また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震災害では日赤全社をあげて救護活動に取り組みました。

今後発生する可能性が極めて高い南海トラフ地震に備え、国が平成 27 年 3 月「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を策定したことに合わせ、日本赤十字社としても国の同計画に沿って、「日本赤十字社南海トラフ地震対応計画」を平成 27 年 12 月に、「日本赤十字社第 6 ブロック南海トラフ地震対応計画」を平成 28 年 7 月に策定いたしました。

平成 30 年度も、大規模災害に備えた救援物資の備蓄、救護用資機材の整備、常備救護班の訓練及び各種研修をより充実させる等、万全の救護体制を整えます。

(1) 常備救護班

災害が発生すると、医療救護班はいち早く被災地に出動し、傷病者及び避難者の救護を行います。

救護にあたっては、迅速かつ適切な活動を行うため平時から常備救護班を編成し、医薬品と救護資材の点検及び要員の訓練を行いながら、いつでも出動できる体制を整えています。

当支部では、長崎原爆病院（5 個班）・長崎原爆諫早病院（2 個班）、血液センターには看護師と主事の支援要員を配備し有事に備えています。

なお、平成 29 年度より当支部独自の取り組みとして救護班に薬剤師を配置し、被災者への薬剤指導等にも対応できるようにしています。

* 常備救護班の編成

（単位：人）

職 種 区 分	医 師 (班長)	看護師長	看護師	薬剤師	主 事	計
1 個班の編成基準	1	1	2	1	2	7
常備要員数	7	7	20	7	18	59

(2) 災害派遣医療チーム：DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

災害発生から概ね 48 時間以内の超急性期において、関係機関と連携し、傷病者の救出現場で医療活動ができる機動性を持つ専門的な訓練を受けた職員を災害派遣医療チームに登録しています。当支部では長崎DMAT機関として長崎原爆病院に 1 チームを編成しています。

* DMAT の編成 [平成 29 年 12 月 31 日現在] (単位：人)

職 種 区 分	医 師	看 護 師	連 絡 調 整 員	計
1 チームの編成基準	1	2	1	4
DMAT 認定要員数	1	3	2	6

(3) 原子力災害スクリーニングチーム

原子力災害が発生した場合、直ちに長崎県作成の原子力災害対策マニュアルに従い、常備救護班と同様に救急救命の迅速な対応を行います。

そのため、当支部は長崎原爆病院及び長崎原爆諫早病院にスクリーニングチームを編成して有事に備えています。

* 原子力災害スクリーニングチームの編成 (単位：人)

職 種 区 分	医 師	看 護 師	診 療 放 射 線 技 師	事 務	計
1 チームの編成基準	1	2	1	1	5
常 備 要 員 数	2	4	2	2	10

(4) 災害救護訓練の実施

各種災害に最も効果的な救護活動を実施するため、平素から救護班要員に対する教育訓練を行い、その資質の向上と災害救護体制の確立を図ります。

特に行動の基礎となる明確な号令及び救護活動の規律と連帯感を養い、救護班の行動を迅速かつ確実なものにするための訓練を実施します。

平成 30 年度も救護班要員のスキルアップ及び災害対策本部機能の充実を図るべく、次の訓練を実施するとともに地方公共団体主催等の総合防災訓練にも参加します。

①九州八県支部合同災害救護訓練

この訓練は、大規模災害が発生した場合を想定し、九州各県支部相互の協力支援体制の確立を図ることを目的に九州各県の輪番制で実施しており、実際の災害に即した総合的な訓練を実施します。

平成 30 年度は佐賀県支部が開催担当県として、九州各県支部救護班の相互支援体制及び関係機関との協働体制の連携強化を目的とした合同災害救護訓練を実施します。

②常備救護班要員研修会

不測の災害に迅速かつ的確な救護活動が行えるよう、基礎行動訓練をはじめ救護資機材の取り扱い、救護所設営及び応急手当を重点に、管下全施設の救護班要員を対象に訓練を実施します。

また、これに加え、常備救護班要員中級研修として災害を想定した「実働訓練」等の研修を実施します。

③こころのケア研修会

災害による被災者及び救助者自身が被る心理的影響（ストレス）の特性と「こころのケア」の重要性について理解を深め、従来の救護活動に加えて被災者に対するこころのケアの実施及び救護班要員等のこころのケアに関する対処方法を習得するための研修を行います。

④防災訓練への参加

県内の各防災関係機関との連携を図ることを目的に、地方公共団体主催等総合防災訓練に積極的に参加します。

各訓練には、当支部職員・常備救護班・血液供給要員・地域赤十字奉仕団・特殊赤十字奉仕団（無線・救急法）等が参加する予定です。

- ・長崎県総合防災訓練（県央地域）
- ・長崎市総合防災訓練
- ・諫早市総合防災訓練
- ・その他 自治体が主催する防災訓練

⑤海上保安庁及び関係機関との業務協力

当支部と長崎海上保安部は、昭和 30 年に「非常災害時救助業務に関する協定」を締結しています。

平成 30 年度も協力体制の強化を図ることを目的とした合同訓練を実施します。

また、その他の関係機関とも連携強化に努めます。

⑥DMAT研修会

災害の超急性期（発災後 48 時間以内）にいち早く被災地へ出動し、救護活動を実施するための技術や関係機関との調整能力のレベルアップを図るため研修・訓練に参加します。

- ・九州ブロックDMAT技能維持研修
- ・九州ブロックDMAT実働訓練

⑦防災ボランティアの養成

当支部の調整の下、災害発災初期の連絡体制の確立と防災ボランティアセンターの立ち上げに必要な知識や技術、人命を守るための知識や技術を習得するための研修会・演習等を実施し、赤十字防災ボランティアの養成と組織作りに努めます。

特に災害時の情報収集機能向上を目的として、無線奉仕団等の連携強化を推進します。

また、被災地における救護や復旧等の活動に積極的に参加・協力する各赤十字奉仕団のほか、赤十字防災ボランティアの個人登録者の募集に努めます。

その他、各地区・分区、赤十字奉仕団及び行政機関や長崎県LPガス協会・隊友会等関係団体と連携した各地域での防災教育事業の推進に努め、防災・減災体制の強化を図ります。

◎防災ボランティア個人登録者数 [平成 29 年 12 月末現在]： 79 名

(5) 臨時救護の実施

県内各地で開催される公共的な集会や行事において、主催者の依頼に応じて、事故やケガ、急病人への対処に備えて、長崎原爆病院・長崎原爆諫早病院の協力を得て、救護員（医師・看護師等）を派遣します。

◎平成30年度派遣数（予定）：15回／延べ40名

(6) 救護装備の整備

災害発生時に救護活動が迅速かつ適切に行えるよう必要な資機材の整備を図ります。

[支 部]

- ・救護用品補充（医療資器材）
- ・発電機 1台

[地区・分区]

- ・災害救援車配備 4台
- ・ワンタッチ式テント 2台

(7) 救援物資の備蓄

日赤本社整備の毛布や緊急セットのほか、当支部独自でタオル・バスタオル・タオルケット・ブルーシート等を備蓄し、災害発生時には即時配布できるよう当支部と各地区・分区に分置して緊急時に備えています。

(8) 赤十字看護師の養成

病院での看護業務や国内災害救護のみならず、国際的にも活躍できる赤十字看護師の養成を図ります。

今年度も、4月から日本赤十字九州国際看護大学へ入学する学生で県内出身者の中から、奨学生3名を採用し養成します。

(9) 義援金及び救援金の募集

災害救護業務の一環として、国内における大雨や地震等の災害による被災者を支援するため、義援金の募集を積極的に実施します。

また、海外において紛争や自然災害で苦しむ人々を支援するため、日赤本社や各関係機関と協力して救援金の募集を実施します。

2. 救急法・健康生活支援講習等の講習

(1) 各講習指導員の確保

高齢化社会のニーズに対応するために、健康生活支援講習指導員の養成講習を開催します。また、海岸線が長い長崎県における水の事故防止をより強化するため、水上安全法指導員の養成講習も実施します。その他、指導員養成講習を実施しない講習については、次年度以降開催する指導員養成講習に備えて、有望な人材の確保に努めます。

(2) 救急法救急員の養成、救急法短期講習の開催

AEDを用いた心肺蘇生、きずや骨折等の手当の講習会を積極的に実施し、赤十字救急法の普及を目指します。

また、各地区・分区の協力もいただきながら開催地域を広げ、一人でも多くの受講者確保に努めます。

さらに、企業や団体との“社会のためのパートナーシップ”として、互いに協力して救急法を普及することによって社会貢献していくという良好な体制作りを目指します。

その他、県内の各小・中・高校の児童・生徒を対象とした救急法講習を開催し、『健康・安全』を実践目標の一つに掲げている青少年赤十字の加盟促進とともに、災害学習に特化した講習普及に努めます。

講習会		平成 30 年度	
		回数	受講予定者数
救急法	救急法基礎講習	17 回	340 人
	救急員養成講習	15 回	300 人
	資格継続研修	3 回	45 人
	短期講習	85 回	3,800 人
	その他（イベント等）	2 回	400 人

(3) 水上安全法救助員の養成、水上安全法短期講習の開催

水の事故から生命を守るための知識と技術の普及を図ります。

県内の学校教育関係機関に対し、児童・生徒及び保護者対象の着衣泳や救助法体験等の水上安全法短期講習の案内を行い、広く一般市民への普及啓発に努めます。

講習会		平成 30 年度	
		回数	受講予定者数
水上安全法	救助員養成講習（Ⅰ）	1 回	15 人
	救助員養成講習（Ⅱ）	1 回	15 人
	短期講習	25 回	1,250 人
	その他（イベント等）	1 回	500 人

(4) 健康生活支援員の養成、健康生活支援短期講習の開催

今後も増加する高齢者の自立を目指し「高齢者の健康と安全」「地域における高齢者支援」「日常生活における介護」を柱とした講習会を実施します。

地域包括ケアシステムにおける「生活支援・介護予防」に健康生活支援講習が貢献できるよう、まずは、赤十字職員（病院施設など）や赤十字奉仕団を対象に講習を開催します。このことは、2025 年を目途に構築される地域包括ケアシステムで活躍する質の高い赤十字ボランティアの養成にも繋がることとなります。

平成 30 年度も、行政及び各種団体等との連携をはじめ県下の各地区・分区と連携を取りながら、災害時における高齢者支援等の短期講習を中心として、特に災害学習に特化した講習について多くの方への普及を推進していきます。

また、救急法講習とともに既存の青少年赤十字加盟校をはじめ、青少年赤十字のさらなる加盟促進の一環として、授業（総合的な学習の時間など）等での取り組みを推進します。

講習会		平成 30 年度	
		回数	受講予定者
健康生活 支援講習	支援員養成講習	5 回	100 人
	資格継続研修	3 回	60 人
	短期講習	40 回	1,200 人
	災害時高齢者生活支援講習	15 回	450 人

(5) 幼児安全法支援員の養成、幼児安全法短期講習の開催（企業・団体とのタイアップ）

子供に起こりやすい事故の予防と手当、家庭内での看病の方法、地域での子育て支援等についての講習会を実施します。平成 26 年から「災害時乳幼児支援」が新たに追加されたことに伴い、特に幼児安全法支援員養成講習を多くの方々に普及していきます。

また、行政機関及び各種企業・団体と連携し、特にニーズが高いと思われる幼稚園や保育園に積極的に働きかけ、乳幼児に効果的な一次救命処置の手順について保育士や保護者の方々に普及します。

昨年度に引き続き、地域赤十字奉仕団を対象とした短期講習を開催することで、地域での子育て支援を強化します。

講習会		平成 30 年度	
		回数	受講予定者
幼児安全法	支援員養成講習	5 回	100 人
	資格継続研修	3 回	60 人
	短期講習	60 回	1,500 人

(6) 救急法・水上安全法普及イベント等の実施

赤十字奉仕団の主体性を重視し、救急法や水上安全法のイベントを通じて、事故防止の普及に努めます。また、マスメディアの取材を通して、赤十字事業への理解を促進します。

3. 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の使命である人道的な活動を実践しようとする最も良き理解者として赤十字事業を支えています。

奉仕団活動を充実させるため赤十字ボランティアとしての各種研修会を開催し、奉仕団育成強化を図ります。

加えて、災害時に必要な支援活動の知識と技術を身に付けることを目的とした防災セミナー等を実施し、災害時に即応できる「赤十字防災ボランティア」を養成します。

県内各地域で赤十字防災ボランティア体制を構築する目的として、地域赤十字奉仕団、各地区・分区、地域自治体等及びNPO等関係団体との連携強化を図り、県下全域での防災セミナー等の開催を積極的に推進します。

また、地域赤十字奉仕団等と各学校との連携強化を図り、特に児童・生徒を対象とした防災教育の支援に努めます。

(1) 赤十字奉仕団の現況 [平成 29 年 12 月 31 日現在]

奉仕団名		団 数	団員数
地域奉仕団		31 団	6,369 人
青年奉仕団		0 団	0 人
特殊 奉仕団	無線奉仕団	1 団	100 人
	救急法奉仕団	1 団	45 人
	水上安全奉仕団	1 団	26 人
	看護奉仕団	1 団	7 人
	青少年赤十字賛助奉仕団	1 団	18 人
	芸能奉仕団	1 団	11 人
計		37 団	6,576 人

(2) 本社主催行事

- ・赤十字奉仕団中央委員会 6月 日赤本社
- ・全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会総会 7月 日赤本社
- ・赤十字ボランティア・リーダー研修会[地域・青年・特殊奉仕団対象] 8月 関東
- ・赤十字奉仕団支部指導講師研修会 平成31年2月 日赤本社

(3) ブロック主催行事

- ・青年赤十字奉仕団第6ブロック協議会 5月 宮崎県
- ・第6ブロック赤十字奉仕団委員長及び担当課長会議 平成31年1月 大分県

(4) 支部主催行事

- ・赤十字奉仕団支部委員会 (年 1 回)
- ・ボランティア基礎研修会[地域・特殊奉仕団対象] (年 3 回)
- ・防災ボランティア基礎研修会 (年 1 回)
- ・防災ボランティア地区リーダー養成研修会 (年 1 回)
- ・防災ボランティアこころのケア研修会 (年 1 回)
- ・赤十字防災ボランティア総合演習 (年 1 回)

4. 青少年赤十字

青少年赤十字は、児童・生徒が実践目標である『健康・安全』『奉仕』『国際理解・親善』を通して、態度目標である『気づき』『考え』『実行する』という習慣を身につけ、「世界の平和と人類の福祉」に貢献できる人格を育成することを目的としています。

また、『健康・安全』の一環となる救急法や防災・減災教育等のセミナーや講習会の実施、海外たすけあい募金や災害被災者救援への義援金募集活動等に取り組みます。

①青少年赤十字防災教育セミナーの開催

県内各市・町教育委員会とタイアップして、本社が作成した青少年赤十字防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」を活用する研究推進校を設け、広く防災教育の普及を図ります。

②新規加盟の促進

県・各市町教育委員会及び県PTA連合会等の支援をいただきながら、青少年赤十字指導者協議会並びに青少年赤十字賛助奉仕団及び地域赤十字奉仕団等と連携し加盟促進に努力してまいりました。その結果として、平成29年度（12月現在）は、県内の加盟率は28.5%（全国平均33.1%）となり、昨年度に引き続き、全国1位の加盟校数の増加率となっております。

平成30年度の県内加盟率は30%を超えることを目指します。

③加盟校の支援強化

新たに加盟する学校に対しては、初期活動を円滑にするために新規加盟校活動助成金の交付等を行います。

青少年赤十字研究推進校指定助成事業については、教育委員会とタイアップして防災教育の充実を中心として、より一層の活動支援に取り組みます。また、加盟校訪問計画を作成し、青少年赤十字賛助奉仕団、指導者協議会をはじめ地域奉仕団と連携を図り、加盟校訪問を強化します。

* 県内 青少年赤十字加盟状況

区分	年度	平成30年度目標 (学校数)	平成29年12月31日現在	
			学校数	メンバー数
幼稚園・保育園		43園	42園	3,104人
小学校		92校	86校	18,068人
中学校		58校	54校	8,989人
高等学校		27校	26校	3,071人
特別支援学校		5校	4校	686人
計		225校	212校	33,918人

(1) 本社主催行事

- ・ 青少年赤十字全国指導者協議会総会 6月 日赤本社
- ・ 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター
指導者養成講習会 5月 東京都内
- ・ 青少年赤十字国際交流事業 11月 日赤本社
- ・ 指導主事対象青少年赤十字研究会 平成31年1月 日赤本社
- ・ 青少年赤十字スタディー・センター 平成31年3月 山梨県

(2) ブロック主催行事

- ・ 青少年赤十字海外派遣事業*（担当：鹿児島県） 8月 ベトナム
- ・ 青少年赤十字指導者養成講習会 8月 宮崎県
- ・ 青少年赤十字指導者協議会長並びに支部担当者会議 10月 宮崎県

* 青少年赤十字海外派遣事業

青少年赤十字メンバー及び指導者を主にアジア地域の各国赤十字社に派遣し、現地の青少年赤十字メンバー等との交流を深めるとともに、日本赤十字社が実施している国際支援事業を体験するなど、国際交流を通じ、人道・博愛の精神を養うことを目的とした事業を実施しています。

(3) 支部主催行事

- ・長崎県青少年赤十字指導者協議会総会 5月 県支部
- ・長崎県青少年赤十字
リーダーシップ・トレーニング・センター 8月 諫早市ほか
- ・長崎県青少年赤十字指導者研究会 平成31年2月 県支部

5. 福祉事業

少子高齢社会の進行の中で、特に在宅の高齢者（要介護・ひとり暮らし・老夫婦世帯等）及び乳幼児の子育て支援を推進するため、自治体及び各種団体等と連携を図り、介護職員研修会や保育サポーター養成講習等に講習指導員を派遣します。

また、赤十字奉仕団員を中心に地域における子育て支援や、在宅訪問サービス活動を推進します。

(1) 介護職員研修会への指導員派遣(委託事業)

介護職員研修会は、在宅や施設で高齢者の生活を支援する介護職員を養成し、高齢社会に対応するため実施するものです。

介護技術の指導について、平成30年度も主催団体からの依頼に応じ、健康生活支援講習指導員の派遣指導を行います。

また、講習指導員は看護師の有資格者であるという特性を生かし、「たんの吸引等の医療的ケア」に関する講習会を担当していきます。

研 修 会		平成30年度	
		回 数	受講予定者数
介護員養成実技研修会 (委託事業)	初任者研修	2回	70人
	実務者研修	1回	30人

(2) 地域福祉活動・子育て支援事業

①幼児安全法と食育講習の普及促進

子供の健康支援と事故予防に関する幼児安全法講習や管理栄養士による『食育』の普及促進を継続します。

②地域の子育て支援者養成

社会福祉協議会が主催する地域の子育て支援者養成研修会において、定期的に『子供の安全・事故予防・一次救命処置』等の講習を実施します。

③地域子育て支援事業

諫早市赤十字奉仕団等による小学校等の授業参観や各種行事中の託児活動を実施します。

④地域高齢者生活支援活動推進事業

長崎市赤十字奉仕団等による独居老人宅を訪問しての声掛け活動を実施します。
また、青少年赤十字と地域高齢者との交流会を実施します。

6. 国際活動

この事業は、赤十字国際活動に対する職員、青少年赤十字及びボランティアのなご一層の意識高揚を図ることを目的としています。その一環として平成 30 年度も次の事業を実施します。

また、本事業を通じて日本の青少年が、各国の青少年の直面する紛争、貧困、衛生等様々な問題を共に考え交流し、理解を深めていきます。

(1) H. E. L. P. in JAPAN

H. E. L. P. 研修は赤十字国際委員会 (the International Committee of the Red Cross、ICRC)、日本赤十字社、日本赤十字九州国際看護大学、世界保健機関 (WHO) が企画する国際人道援助研修です。

この国際交流事業に日本赤十字社第 6 ブロックの一員として事業費を供出します。

◎九州ブロック供出総額 (予定) 500 千円 (本県支部割当額 (予定) 57 千円)

(2) 「NHK 海外たすけあい」募金キャンペーン

日本赤十字社では、毎年 12 月 1 日～25 日の期間において NHK (日本放送協会) 並びに NHK 厚生文化事業団との共同で「NHK 海外たすけあい」募金キャンペーンを実施しています。

この募金は、世界各地で多発する自然災害や紛争等による犠牲者の緊急救援及び発展途上国において、各国赤十字社が実施している保健衛生・災害対策事業等の開発協力を行うことを目的としています。

本県においても、支部事務局職員・施設職員、各赤十字奉仕団、青少年赤十字メンバーらによる街頭募金活動等県民の皆様に積極的な協力の呼びかけを実施します。

- ・ 県下各地域での街頭募金活動及び各イベントでの募金活動
- ・ 支部事務局、日赤長崎原爆病院、日赤長崎原爆諫早病院、血液センターでの受付窓口の設置及び各関係団体等への協力依頼
- ・ NHK 各放送局受付窓口の設置

(3) 中国紅十字会上海市分会との友好交流

長崎県と上海市は友好都市提携を締結しており、その一環として平成 15 年度から当支部と中国紅十字会上海市分会との訪問・受入により国際交流事業を実施しています。

交流・学習を通じて両国の結びつきを深め、赤十字ボランティア・青少年赤十字の理解促進を目的としています。

平成 30 年度は、10 月に中国紅十字会上海市分会から職員 2 名・奉仕団員 2 名の代表団 4 名を招へいします。

7. 赤十字思想の普及事業

多くの方に赤十字活動へのご理解とご協力をいただくため、全国一斉にキャンペーンを行うなどPRに努めます。

(1) 全国赤十字大会

- ・期 日 平成 30 年 5 月
- ・場 所 東京都 明治神宮会館
- ・参加者 本県からの参加者は、地区・分区、赤十字奉仕団及び赤十字関係者等

(2) 九州八県赤十字大会

- ・期 日 平成 30 年 11 月
- ・場 所 熊本県
- ・参加者 本県からの参加者は、受章者のほか、地区・分区、赤十字奉仕団及び赤十字関係者等

(3) 赤十字ふれあいフェスタ

- ・期 日 平成 30 年 5 月
- ・場 所 佐世保市
- ・内 容 救急法、健康診断、献血推進など「赤十字運動月間」イベント
- ・参加者 赤十字奉仕団及び赤十字関係者等

(4) 長崎県赤十字有功会総会

- ・期 日 平成 30 年 7 月
- ・場 所 長崎市
- ・参加者 有功会員その他約 100 名

8. 赤十字活動資金の募集

(1) 赤十字運動月間

5月を「赤十字運動月間」として、県内各地区分区においてポスターの掲出・パンフレットの配布を行うとともに、テレビ・新聞による広告や路面電車への広告掲載、商店街に大型看板とバナーを設置、長崎市の稲佐山と眼鏡橋のライトアップ運動等の広報キャンペーンを展開し、県民の皆様に対する赤十字思想の普及と活動資金へのご協力をお願いしていきます。

(2) 赤十字活動資金の募集

従前より町内・自治会等のご協力のもとで実施している戸別の活動資金募集方式を補完する仕組みとして、口座振替による納入、クレジットカード決済やコンビニエンスストアからの振り込み等、多様な方法による資金協力をお願いしていきます。

また、法人からの協力増強のための取り組みとして、ダイレクトメール送付や企業を直接訪問しての協力依頼に努めていきます。

その他にも、遺贈による寄付・相続財産の寄付の要望に対応するための取り組みを行うとともに、売り上げの一部が寄付となる活動支援型自動販売機の設置推進にも取り組んでいきます。

(3) 赤十字活動資金の募集目標

赤十字活動資金の募集目標額については、前年の実績やここ数年の推移を勘案して設定しました。今後も活動資金の増強に努めていきます。

◎平成30年度目標額

・一般活動資金	173,000 千円
・法人活動資金	17,000 千円
計	190,000 千円